

○下呂市農林漁業体験施設条例

平成17年10月5日条例第55号

改正

平成18年12月22日条例第66号

平成21年3月23日条例第10号

平成25年3月21日条例第19号

平成25年12月17日条例第60号

平成26年2月7日条例第2号

平成31年3月22日条例第18号

平成31年3月22日条例第19号

令和3年3月22日条例第7号

下呂市農林漁業体験施設条例

(設置)

第1条 農林漁業者や農林漁業集落在住者の所得及び就業機会の確保と、地場産農林漁産物の消費拡大を図るとともに、都市住民と地域住民の交流を積極的にすすめ、地域の活性化に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市農林漁業体験施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下呂市フィッシングセンター水辺の館	下呂市馬瀬西村1508番地1

(事業)

第3条 施設が行う事業は、次のとおりとする。

(1) 都市住民との交流活動に関すること。

(2) 地場産農林漁産物の消費拡大に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。

(使用の承認)

第4条 施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。

3 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外に施設を使用してはならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取消し、または使用を中止させることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合、使用者において損害を生ずることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(設備変更の禁止)

第8条 使用者は、施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第6条の規定により使用の承認を取消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第10条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法第244条の2第3項に規定する法人その他団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に施設の管理を行なわせる場合には、第4条から第6条及び第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第10条及び第13条から第15条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用権」とあるのは「利用権」と読み替えるものとする。

(休館日及び営業時間)

第12条 施設の休館日及び営業時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(使用料金)

第13条 市長は、指定管理者に、施設の使用に係る料金(以下「使用料金」という。)を法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 使用料金の額は、別表の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(使用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準に従い、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料金の還付)

第15条 既納の使用料金はこれを還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第16条 指定管理者の指定の手続等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第32号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
 - (2) 施設の利用の承認に関する業務
 - (3) 施設および設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- (委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(廃止)

2 下呂町農林漁業体験施設の設置及び管理に関する条例(平成12年下呂町条例第7号)及び金山町森林総合利用促進施設の設置及び管理に関する条例(平成4年金山町条例第17号)(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に、旧条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

5 この条例の第16条の規定による指定管理者の指定の手続等の行為については、施行日の前においても行うことができる。

附 則(平成18年12月22日条例第66号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第60号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月7日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下呂市農林漁業体験施設条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の下呂市農林漁業体験施設条例別表の規定は、平成26年4月1日以降の施設の使用に係る使用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第18号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第1条、第3条から第13条まで、第25条及び第30条から第32条までを除く)の規定による改正後の使用料等の規定は、施行日以降の使用に係る使用料等について適用し、施行日前の使用に対する使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）
フィッシングセンター水辺の館

施設区分	使用区分	単位	使用料金		摘要
			上限	下限	
2階研修室	1時間につき	時間	2,090円	1,000円	
体験調理室	1人1回	1回	520円	300円	
体験研修棟	1人1回	1回	520円	300円	
